

高島市中小企業者等賃上げ対策支援金Q & A（他の支援金・補助金）

番号	質問内容	回答
1. 他の支援金・補助金		
1	他の物価高騰対策支援金を申請したが、本支援金の対象となりますか。	本支援金は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源の一部として活用しているため、国の交付金との重複支給と判断される場合には対象外となります。そのほか、運営費の大半や賃金の原資となる支援を公的機関から受けている場合には、支援が重複するため対象外となります。 Q&A：3-5も参考にご参照ください。
2	賃上げを行いました。事業所の経済的理由により事業活動を縮小せざるを得ない状況となったため、従業員を一時的に休業させ、雇用調整助成金を申請することを検討しています。 そのため、賃金が一時的に減ることになりますが、引上げ後1年間、引上げ後の賃金水準を継続することに違反することになりますか。	賃金引上げ後の水準を1年間継続することとしていることから、事業主都合（事業活動の縮小）により継続することができない場合には、本支援金の支給対象外となります。